

供託金の納付先が 変わります

日本銀行知覧代理店の集約・廃止に伴い、
鹿児島地方法務局知覧支局の供託金等の納付先（取扱店）
が次のとおり変更となります。

※ 令和4年10月3日以降、供託金等の納付先は、日本銀行鹿児島支店 となります。

現在の取扱店：**日本銀行知覧代理店**
(鹿児島銀行知覧支店内)

取扱店変更日：**令和4年10月3日(月)**

新たな取扱店：**日本銀行鹿児島支店**
(鹿児島市上之園町5-15)
営業時間：午前9時から午後3時まで

- ✓ 金銭の供託については、供託所（法務局）及び日本銀行（取扱店）に行かずに、「オンラインによる申請」をすることができます。
- ✓ 日本銀行（取扱店）に行かずに「電子納付（ペイジー）」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号
鹿児島地方法務局供託課 電話：099-259-0683
〒897-0302 南九州市知覧町郡5405番地
鹿児島地方法務局知覧支局 電話：0993-83-2208

日本銀行知覧代理店の廃止・集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ&A集

- Q 1 鹿児島地方法務局知覧支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。 1
- Q 2 今まで知覧代理店（鹿児島銀行知覧支店）に納付していた供託金は、令和4年10月3日(月)からどこに納付することになりますか。 1
- Q 3 供託金は、鹿児島銀行知覧支店にある日本銀行知覧代理店では納付できなくなるのですか。 1
- Q 4 日本銀行鹿児島支店は遠方のため、供託金を鹿児島地方法務局知覧支局付近で納付することはできませんか。 1
- Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。 1
- Q 6 電子納付の方法を教えてください。 2
- Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください。)を超える場合は、どうすればいいですか。 2
- Q 8 令和4年10月3日(月)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。 2
- Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 2
- Q 10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。 2
- Q 11 鹿児島銀行知覧支店にある日本銀行知覧代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。 2

Q 1 鹿児島地方法務局知覧支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行の代理店集約・廃止に伴い、令和4年10月3日(月)から日本銀行鹿児島支店(鹿児島市上之園町5-15)へ変更されます。

Q 2 今まで知覧代理店(鹿児島銀行知覧支店)に納付していた供託金は、令和4年10月3日(月)からどこに納付することになりますか。

A 日本銀行鹿児島支店に納付することになります。

Q 3 供託金は、鹿児島銀行知覧支店にある日本銀行知覧代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和4年10月3日(月)以降は、日本銀行鹿児島支店でしか納付できません。

Q 4 日本銀行鹿児島支店は遠方のため、供託金を鹿児島地方法務局知覧支局付近で納付することはできませんか。

A 以下の①又は②の方法が可能です。

①「振込」方式により納付する方法

近隣の金融機関から銀行振込で納付することができます。別途振込手数料が必要となります。

②「電子納付」により納付する方法

「ゆうちょ銀行ATM」などの金融機関の「ペイジー」対応ATMで、「電子納付(ペイジー)」を利用して納付する方法があります。手数料は無料です。

「振込」又は「電子納付」による供託申請の場合は、申請の際にその旨を係員へお申し出ください。供託書正本は、「振込」又は「電子納付」による入金を確認できてからのお渡しとなります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は、インターネットを利用する方法でもできます。

インターネットによる申請方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りあります(複雑な供託でなければ、「供託かんたん申請」が簡便です。)

詳しくは、「供託ねっと」で検索いただくか、法務局の窓口でお尋ねください。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A 郵便局にある「ゆうちょ銀行ATM」など、金融機関の「ペイジー」対応ATMで納付できます。この場合の手数料は原則無料です。ただし、ATMには利用上限額がありますので、各金融機関に上限額をご確認ください。

Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください。)を超える場合は、どうすればいいですか。

A 令和4年10月3日(月)以降は、供託官口座へ振り込むことにより納付する方法(振込方式)、または、日本銀行鹿児島支店窓口で直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくこととなります。
なお、振込方式の場合は別途振込手数料が掛かります。

Q 8 令和4年10月3日(月)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。

A 法務局での受理決定後、①午後3時までに日本銀行鹿児島支店で納付するか、②供託官口座への振込、又は③ATMによる電子納付(利用上限額に注意)後に再度法務局に出向き供託書正本を受領するかのいずれかの方法となります(①については、法務局へ再度出向く必要はありません。)

Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和4年10月3日(月)以降は、日本銀行鹿児島支店で寄託し、又は、受け取ることとなります。

Q10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。

A 変更ありません。

Q11 鹿児島銀行知覧支店にある日本銀行知覧代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。

A 令和4年9月30日(金)午後3時までとなります。